

あすみが丘地区 学校説明会 Q & A

No.	Q	A
1	現在、小中学校へ通学している子も、学区の変更に合わせて学校を変えないといけないのか。	在籍中のお子さんについては、学区の変更後も引き続き現在の学校に卒業まで通学することができる。
2	今回の通学区域調整の提案は、いつから実施されることなのか。また、既に決定していることなのか。	代表者会議の中でも「早めに実施してほしい」との声があり、教育委員会としては平成28年度の新1年生から実施を想定して、検討を進めている。
3	新1年生から実施するのは、どうしてなのか。	既に学校へ通学しているお子さんについて、配慮してのことである。
4	来年の新小1、中1年生からの適用というが、学区が変更になる地区で、すでに兄弟が変更前の学校に通っている。この場合、別々の学校へ通うことになるのか。	兄弟姉妹が別々の学校に通うことになると「児童生徒の心の安定」や「通学上の安全面」に不安な面が生じる。また、行事等においてご家庭に不便をかけることになる。来年度以降に入学する弟妹については、学区外通学の手続きをすれば、兄弟の通う学校へ通学できる。また、兄弟の通う学校を弟妹と同じ学校に変えたい希望についても対応したい。
5	あすみが丘小の学区から土気南小（大椎小）の学区が変更になった地区で、学区外通学の手続きをしなければ変更後の土気南小（大椎小）になるのか。	学区外通学申請をしていただかなければ、土気南小（大椎小）へ通うことになる。学区外通学の承認事由に該当するものがあれば、学区外通学を申請できるので、個別に学事課まで連絡をいただきたい。
6	あすみが丘小の学区から土気南小（大椎小）の学区に変更になった地区で、学区外通学の申請ができる場合、いつまでに手続きをすればいいのか。	就学時健診のお知らせは現行の通学区域の小学校で発行されるが、保健体育課へ連絡していただければ、健診を受ける学校を変更することができる。1月末には正式に変更後の土気南小（大椎小）で入学通知を出す予定である。そこから3月末までに学区外申請をしていただければ、あすみが丘小への入学通知を出す。
7	学区外通学申請の手続きはどこへ行けばいいのか。	兄弟ともに通いたいという学区外通学申請の手続きは、教育委員会学事課の窓口か区役所市民課の窓口になる。正式な手続きは10月から受け付ける。
8	新1年生からの実施で、ただし、兄弟関係がある場合はあすみが丘小学校へという話だが、逆に新1年生が土気南小（大椎小）だから、兄弟も土気南小（大椎小）へという選択肢はあるのか。	学事課としても相談に乗りたい。

9	小学校4年生と3歳の兄弟がいる場合、下の子は新たな通学区の学校へ通うこととなるのか。上の子が小学校を卒業した後に入学する場合はどうか。	兄弟姉妹が別々の学校に通学しなければならない状況については、手続きをしていただければ、兄弟姉妹が同じ学校へ通学できるよう配慮していく。しかし、上のお子さんの卒業後については、新たな通学区で就学いただきたい。
10	あすみが丘5丁目は、子どもが少ない地域で、一人で通学させることは心配である。「今、居住している子どもについては入学する学校を選べる。」といった配慮がほしい。	登下校の安全確保については、学校と連携し、セーフティウォッチャーさんへの協力を呼びかける等、安全確保の強化に努めていきたい。
11	学区が変更になる地区の子で、兄弟が小学校にいる場合、一旦兄弟と同じ学校へ入学後に変更となった学校へ転校することも可能なのか。	そうしたことは可能である。学区外通学の解除届を出していただいてからの転校となる。
12	①や②の地区に住んでいて、兄弟があすみが丘小在学のため下の子も学区外通学であすみが丘小へ通学した場合、中学校は大椎中に行けるのか。	原則、学区の土気南中に通っていただくことになる。
13	あすみが丘東3丁目に居住しており、子どもは学区外通学の承認を受けて土気南小に通学しているが、土気南中に入学することは可能か。	既に小学校へ通学しているお子さんについては、配慮していく。個別の案件については、学事課にお問い合わせいただきたい。
14	通学路の安全についてどう考えているのか。小学校1年生だけが別の学校へ通うのは危険だと思うが。	児童が登下校の際に心配な箇所があれば学校と協議し、関係機関に要望していきたい。また、各学校に、セーフティウォッチ事業の充実をお願いする予定である。
15	兄弟姉妹が別々の小学校に通学することになった際、運動会等の学校行事の持ち方について配慮をしてもらえるのか。	そうした要望を学校に伝え、できるだけ学校間で調整し配慮していただけるようにしたい。
16	あすみが丘小に兄弟がいない場合（土気南中に兄弟がいない場合）、学区外通学であすみが丘小（土気南中）へ通うことは認められるか。	千葉県では、学区制をとっているので、原則、学区の学校に通っていただくことになる。今回の案の場合、新1年生から土気南小、大椎小、大椎中への変更が原則である。兄弟姉妹関係のないご家庭のお子さんについては、土気南小、大椎小、大椎中をお願いしたい。なお、現在、千葉市が取り扱っている承認事由に該当するものがあれば、学区外通学を申請できるので、個別に学事課まで連絡をいただきたい。
17	学区の違う児童の保護者とは交流がなくなり連携ができない。したがって、町内が分裂することになるのではないか。	学区が違って、近隣住民のコミュニケーションは大切であると考えている。大規模化の弊害を考え、学区調整を考えている。子どもたちの学習環境を第一と考えていることにご理解をいただきたい。

18	子どもルームはあるか。	あすみが丘小学校 あすみが丘6-2 大椎 あすみが丘6-50-2 土気 あすみが丘1-44-7 土気南 あすみが丘4-19-1
19	調整後の学区の境界線に接する地区は、自由学区として学校を選択できるようにしてはどうか。	千葉市は学区制をとっており、指定された学校に通っていただくことになる。ただし、あすみが丘小が大規模校なので、まわりに適正規模の学校がある場合、学事課に申請していただければその学校に行けるようになっている。あすみが丘小が適正規模になったら、この制度はなくなる。
20	調整案ということだが、反対意見があった場合はどうなるのか。	各学校の保護者代表や今回の調整に該当する自治会の会長等による代表者会議では承認を得ている。この説明会で個別の意見をうかがい、修正箇所があれば次回の代表者会議で検討していく。仮にそこでまとまらなかった場合、平成28年度4月からの学区変更はない。
21	推計値は、どのように計算しているのか。	児童・生徒数の推計は、住民基本台帳の人数を基にして、入学率や地域の開発状況を加味して算出している。
22	提示された推計値は正しいのか。	企画課において人口動態や住民基本調査等のデータをもとに毎年修正を加えながら推計を行っている。多少の誤差が出るのはやむをえないと考えている。
23	変更により通学距離が遠くなる地区は、バス通学や自転車通学を認めてもらえるのか。	学区の広さ、周辺の道路状況や公共交通機関の整備状況等、各学校がそれぞれの実情に合わせて、自転車通学やバス通学等の許可をしている。（現在、土気南中、大椎中ともに、バス通学、自転車通学の生徒はいない。）
24	この説明会でのQ&Aをどのように公開されるのか。今日参加できなかった人も、見られるようにしてほしい。	公開する方向で検討している。市のホームページでの公開を考えている。
25	この案で決定した場合の周知は、いつごろどのように行われるのか。	代表者会議を経て、決定した後、10月末日までに学校、幼稚園・保育園等、自治会を通して文書でお知らせする予定である。
26	土気小も含めた学区調整は、考えないのか。	自治会や青少年育成委員会の活動等も考え、あすみが丘地区の中での調整とした。
27	学区の変更を機に、土気南小に特別支援学級の設置予定はあるか。	現在、設置の予定はない。